４障第1302号

令和５年３月15日

指定障害者支援施設の長

指定障害福祉サービス事業所の長　様

指定障害児通所支援事業所の長

長野市保健福祉部障害福祉課長

令和５年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃より障害福祉の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）の算定については、障害福祉サービス等処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和５年３月10日付け障障発0310第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

１　提出書類

　　＜共通＞

1. 令和５年度障害福祉サービス等処遇改善計画書届出確認票（別紙様式１）
2. 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式２－１）
3. 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式２－２）
4. 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式２－３）

※特定加算も算定する場合には提出が必要

1. 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式２－４）

※ベースアップ等加算も算定する場合には提出が必要

　　＜場合によって提出が必要＞

1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第５号その２）

※令和４年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和５年度から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要

1. 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（様式第５号別紙）

※令和４年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和５年度から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要

　　　⑧　職員分類の変更に係る報告（別紙様式２－５）

 ※職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合のみ提出が必要

　　　⑨　特別な事業に係る届出書（別紙様式５）

　　　　　※対象職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合のみ提出が必要

２ 提出期限

（１）提出期限

**令和５年４月14日（金）＜郵送の場合は４月15日（土）消印有効＞**

※令和５年４月又は５月から加算を算定する場合（令和４年度から引き続き算定する場合を含む。）は、期限までに提出してください。

※提出期限後も随時受け付けますが、届け出た月の翌々月から加算が算定されます。

（２）提出部数

　　　１部

（３）提出方法

長野市障害福祉課　指定給付担当　あてに郵送または持参

**※メールでの提出は受け付けませんので、郵送または持参にて再提出となります。**

**駐車場が大変込み合うと予想されるので、郵送での提出を推奨します。**

郵送先：〒380-8512　長野市鶴賀緑町1613　長野市障害福祉課　指定給付担当

（４）留意事項

　　　**・令和５年度計画書の様式が変更になりましたので、最新の様式を使用してください。**

・複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出してください。

・例年、提出書類不足や数字が一致しないエラーが多くありますので、十分に確認をお願いします。

・ご質問がある場合はメールにてお問合せください。電話での質問は受け付けません。

３ その他

　集団指導の際にもご案内しましたが、令和５年度より「公益財団法人　介護労働安定センター」に処遇改善加算取得促進をサポートする業務委託をする予定です。補助金の関係で委託開始は６月以降になる予定です。委託内容等については準備が整いましたらご案内します。

　実績報告書の様式も変更になりましたが、実績報告書の提出依頼通知に合わせて様式をお知らせします。

|  |
| --- |
| 長野市保健福祉部障害福祉課指定給付担当　佐藤・伊藤電話　：026-224-8382FAX 　：026-224-5093E-mail：shougai@city.nagano.lg.jp |